

# 八郷広報

発行所 八郷町役場

茨城県新治郡八郷町大字柿岡209

印刷所

飯島印刷所

戸数と人口

—1月1日現在—

世帯数 5,685

人口 男 15,627

女 16,398

計 32,025

一九六二年の初日

加波山頂から見る



## 新しい農業の土台造り

### 交換分合で農業近代化

町農業委員会では、昨年の八月に大塚と吉生で、農地集約化（交換分合）の推進のため、映画会を開き、たいへん好評をうけた。

また十月には集約化について大塚・大塚・吉生・小倉の皆さんからアンケートの結果八十パーセント以上の多数の方が賛成をされています。

この四地区は、三十六・七年の両年度にわたり、集約化事業を実施していただくことになりました。

最近こうして農家のあいだで、特に関心をもちたれるようになった「農地集約化」の必要と、そのあらましは次のようなものです。

#### 農地集約化の必要性

日本の経済は非常な発展をし、国民の所得も大変よくなってきました。しかし農業をみると、必ずしも楽観をゆるしません。

製造工業や鉱工業に比べる

と、昭和二十九年度までは農家に農地がこちらに五アール、あちらに七アールと散らばって多かったが、現在は都会の世帯の半分に減っている。

また、農業生産性と工業生産性を比べると農業生産性は三分の一です。

だから都会の労働者は農民の三倍生産しているといつてさしつかえないわけです。

以上のように所得の格差がますます大きくなるので、政府はこの格差をなくそうとして、農業基本法を制定した。

この法律は、農業を保護するという証文を政府が書いたというものです。だまっていたのでは、証文を持っていたことだけで生きてこられない。

それには、なんといつても基礎となるものは農地です。

土地を効率的に利用し、農業経営のしくみを改めたり、新しい機械や電力を入れたら、土地の利用度を高め、生産性をあげて所得をもっと高まるようにしなければなりません。ところが、いまのよう

これでは、いくらがんばっても農業経営や考えをもっていないも、実行にうつすことが困難です。

農業経営を合理化し、所得をふやしてゆき道をつくるには、一日も早く交換分合をし、集約化をしなければならぬ。このことが農業経営者の常識となってきたわけです。

この家で何ヶ所にも分散している農地をできるだけまとめて、労働力のむだをはぶき、有効適切に活用し、豊かな生活の出来る基礎をつくる。これが集約化のネライです。

#### 交換分合の利点

交換分合事業は、農業委員会の責任で進められますが、委員会では一定地域をきめることと事業の目標実施要領などをきめたり、必要な土地の測量、認可手続き、登記申請事務などの事務的な仕事を担当します。特に相続関係で、先代代という古い名義の土地は、交換により現在の人の名義になります（ただし旧法のみ）ので、関係農家の皆さんには金銭の負担はかかりません。

誰の土地をどこに集めるとか、農道水路などの改修をどうするかは計画はすべて実施地区の関係農家の皆さんが行ないますが、関係農家全員でやるのは大変ですから皆さんの選んだ計画委員会さんなり、推進委員会さんがその地区に計画・推進両委員会を結成して

大増大塚で実施へ  
吉生小倉

三十六年度中に実施される大増大塚・吉生小倉地区は、次のように計画委員長・推進委員長がきめられ、計画から実施へと進められています。

○大増大塚地区  
計画委員長 宮城 英一  
推進委員長 桜井健左右

○吉生小倉地区  
計画委員長 土佐 藤吉  
推進委員長 鈴木 桂

町では、農業の振興をはかる目的で、昨年にひきつづき「産業講習会」を一月十一日から十三日までの三日間、柿岡小学校講堂と八郷公民館を会場にひらいた。

この講習会は、各地区農協が主催した。当町農業者の中堅層や指導の立場にあるものを主体として、一般農家の希望者を受け入れた。たもの興事務所産業課長平輪光造

果樹栽培重点に  
ひらく

九時から四時まで、三日間とも日程いっぱい質問をくりかえし熱心に受講された。

▽新しい肥料の使い方▽県専門技術員関川清、▽柿栽培の要点▽県園芸試験場技術師渡辺幸夫、▽みかん栽培の要点▽鹿島特産指導部長泉正六、▽肉豚の飼養管理▽江戸崎養豚指導所長中村誠、▽県南地域の農村振興方策▽県南振

優良国民年金と  
国民年金

一月の納税  
国民健康保険税 第四期

関係農家にかわってみんなの希望や意見をきいて、それにもとづいてその地域に適する交換分合計画をすすめることになりま。この際土地改良法によると、交換により失なう土地と取得する土地の差はおおむね同じでなければなりません。

また失なう土地と取得する農地のその価格と面積がその者の失うべき農地にくらべて二割以上の増減があつてはなりません。ただしその者の同意を得た場合はこの限りでないとして規定されています。このようにしてのこまかい規定にしたがって、計画案ができると説明会を開いて、関係権利者に同意を求め、みんなの同意を得て計画が決定されることとなります。

このように町では、年次計画により全地域にわたり順次実施していく計画です。なお、三十七年度は小松地区を予備指定地区に認可いただきましたので、皆さまの協力をお願いいたします。



農業委員の縦覧  
選挙名簿の縦覧

1月20日〜2月3日まで  
農業委員会委員の選挙人名簿が十二月一日現在で調製され、一月二十日から二月三日まで十五日間の縦覧期間の後三月五日に確定されます。

この名簿は定時名簿のみでふつうの選挙のように補充名簿の制度がなく、これにめると、農業委員の選挙ができなくなりま。

名簿は縦覧期間内に役場で一般に公開されますので、よくたしかめてください。

優良国民年金と  
国民年金

一月の納税  
国民健康保険税 第四期

優良国民年金と  
国民年金

一月の納税  
国民健康保険税 第四期

優良国民年金と  
国民年金

一月の納税  
国民健康保険税 第四期

